

鳥取県における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準

1 目的

本基準は、文化財保護法（昭和25年法律第214号、平成16年法律第61号改正。以下「法」という。）に基づき、「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」が平成10年6月に報告した「埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱いについて」を受けて通知された、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」（平成10年9月29日付庁保記第75号）で、都道府県教育委員会が管内の市町村で埋蔵文化財の取扱いに差異が出ないように客観的、標準的な基準を策定することを求めている。

また、平成12年3月29日付けで中国・四国ブロック文化行政主管課長会議が「開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに係る判断基準」を策定し、本県では、各市町村教育委員会教育長等宛に通知（平成12年7月13日付文第246号）して周知を図った。

そこで、上記の経緯を踏まえて、鳥取県内での埋蔵文化財の取扱いの標準化を目的として、本基準を定める。

2 用語の定義

- (1) **埋蔵文化財** 法第92条第1項で規定された「土地に埋蔵されている文化財」をいう。
- (2) **周知の埋蔵文化財包蔵地** 法第93条第1項で規定された、「貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地」をいう。
- (3) **本発掘調査** 開発事業等に際して影響を受ける埋蔵文化財を事前に発掘調査し、詳細な記録を作成することによって保存を図る措置をとることをいう。
- (4) **工事立会** 工事の施工に際して、原則として当該市町村教育委員会の埋蔵文化財担当の専門職員が立会い、遺構、遺物が確認された場合には、必要に応じて記録を作成する等適切な措置をとることをいう。
- (5) **慎重工事** 周知の埋蔵文化財包蔵地において開発事業等を行うものであることを十分に認識の上、慎重に施工することをいう。
- (6) **分布調査** 埋蔵文化財の有無を地表面や地形の観察等で把握する調査をいう。
- (7) **試掘調査** 埋蔵文化財の有無が地表面や地形の観察等からでは判断できない場合に、埋蔵文化財の有無を把握するため、部分的に実施する発掘調査をいう。
- (8) **確認調査** 開発事業等に際して影響を受ける周知の埋蔵文化財包蔵地を部分的に発掘調査し、その保護のための開発事業等との調整およびやむを得ず記録保存の措置を講じざるを得なくなった場合の範囲決定、性格・内容等の概要把握および本発掘調査に要する経費の積算等に資する情報を得るために行う調査をいう。

3 埋蔵文化財として取扱う範囲の把握、決定及び周知について

- (1) 埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲について
埋蔵文化財包蔵地として取扱う範囲は、本基準別表1のとおりとする。
- (2) 埋蔵文化財包蔵地の把握と周知の埋蔵文化財包蔵地の決定について
 - ① 埋蔵文化財包蔵地の把握は、各市町村教育委員会が行うことを基本とする。
このため、市町村教育委員会は、管内で埋蔵文化財包蔵地の有無が確認されていない未踏査地域等がないようにするために、継続的かつ計画的に分布調査や試掘調査を行うよう努めるものとする。また、埋蔵文化財包蔵地が隣接市町村にまたがって確認された場合は、当該教育委員会間で範囲に齟齬が生じないように調整するものとする。
 - ② 県教育委員会は、把握された埋蔵文化財包蔵地について当該市町村教育委員会と協議し、周知の埋蔵文化財包蔵地として決定する。
 - ③ 新たに発見された埋蔵文化財包蔵地については、法第96条第1項および法第97条第1項に基づく遺跡発見の場合は、その届出等を県教育委員会が受理した日をもって周知の埋蔵文化財包蔵地として

決定するものとし、法第99条に伴う発掘調査または教育委員会が行う分布調査で発見した場合は、発見した日をもって周知の埋蔵文化財包蔵地として決定するものとする。

(3) 決定された埋蔵文化財包蔵地の周知について

- ① 県教育委員会は、決定した周知の埋蔵文化財包蔵地について周知を図るため、遺跡（古墳、古墳群）台帳に登載するとともに、全県にわたる遺跡分布地図（縮尺は原則1万分の1）を作成する等の必要な措置を講じるものとする。
- ② 市町村教育委員会は、県教育委員会と綿密な連携を図ることにより、周知の埋蔵文化財包蔵地を適正に管理し、周知の徹底に努めるものとする。

4 記録保存のための発掘調査等の措置を講じる場合の取扱い基準

(1) 本発掘調査を要する範囲の決定について

各市町村教育委員会は、周知の埋蔵文化財包蔵地における開発事業等に関しては、可能な限り早期に事業計画を把握した上で、これまで行われた分布調査等の成果に加え、必要に応じて試掘調査と本発掘調査経費の積算に必要十分な範囲と面積の確認調査を実施し、まず開発事業者に対し、当該埋蔵文化財の文化財としての重要性を十分理解してもらうことを目的として現状保存に向けた協議を行うものとする。しかし、その結果においても、やむを得ず、周知の埋蔵文化財包蔵地の現状を改変せざるを得ない場合は、法に基づく届出または通知により、県教育委員会が本基準「別表2」のとおり本発掘調査が必要な範囲を決定するものとする。

(2) 開発事業者との円滑な調整について

開発事業者との調整の経過については、文書で逐次記録化し、その内容を相互に確認する等、調整者間で認識の齟齬が生じないように努めるものとする。

(3) 周知の埋蔵文化財包蔵地で開発事業等を行う場合の取扱い基準について

周知の埋蔵文化財包蔵地における開発事業等については、原則として本基準「別表3」に示すとおり取扱うものとする。

5 非常災害関連

(1) 非常災害に関連する応急措置は、法第96条及び第97条の非常災害時の規定に準拠する。

(2) 緊急を要する復旧工事、移転地造成および仮設住宅建設等の場合は事前協議を行い、埋蔵文化財が存在し、本発掘調査が必要となった場合は、調査者の安全を確保し、被災地住民の生存権および生活権を考慮しながら、可能な限り発掘調査を実施する。

(3) 本格的な復旧工事の場合は、原則として、本基準による取扱いを準用する。

6 その他

(1) 基準の見直し

本基準は、埋蔵文化財の調査技術の進歩等に応じて、県教育委員会と市町村教育委員会で協議の上、必要により見直すことができるものとする。

(2) 適用

本基準は、平成27年9月30日から適用する。

【別表1】

埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲

時代	取り扱い
おおむね中世までに属する遺跡	埋蔵文化財として取扱う。
近世に属する遺跡	個別の対象について、県教育委員会と当該市町村教育委員会が協議の上、地域において必要なものを埋蔵文化財として取扱う。
近現代に属する遺跡	個別の対象について、県教育委員会と当該市町村教育委員会が協議の上、地域において特に重要なものを埋蔵文化財として取扱う。

【別表2】

本発掘調査を要する範囲の決定

これまで行われた発掘調査、文献調査等の成果に加え、必要に応じて試掘調査、確認調査を実施した上で下記のとおり決定する。

埋蔵文化財のあり方		本発掘調査を行う範囲
1	遺構が単独の場合	個々の遺構のみを範囲とする。
2	遺構が歴史的な意味あいをもつ群をなす場合	群全体を範囲とする。
3	ごく少数の遺構が互いに離れて存在する場合	各遺構のみを範囲とするか、これらを含む区域全体を範囲とするかは、その遺跡の時代や歴史的意味や歴史的性格を考慮して判断する。
4	周囲に遺構が存在する広場等、歴史的意味がある空間と考えられる場合	遺跡の時代や遺跡の性格等を考慮しつつ、原則として遺構の範囲とする。
5	顕著な遺構は確認できないが、祭祀場跡のように遺物の出土状況が人為的な営為の結果と認められる場合。	全体を範囲とする。
6	(1) 遺物包含層のみだが一定量の遺物がまとまって包含される場合 (2) 遺物が散漫に包含される場合でも、それが地域や時代の特性として有意と認められる場合（例、旧石器時代等）	県教育委員会と当該市町村教育委員会が協議の上、その時代や歴史的意味、歴史的性格を考慮して、範囲を決定する。
7	規格性のある区画や、類似する構成・性格の遺構が連続しており一部の遺構の在り方から全体が推定できる場合（事例：田畑および近世の都市、集落等を構成する道路、木樋、側溝等）	以下を総合的に勘案したうえで範囲を決定する。 ①地域性 ① 遺構の遺存状況（現在の市街地との重複等による） ② 発掘調査で得られることが予想される情報の内容 ③ 考古学的情報以外の資料（絵図等の古文書資料）から得られる情報

【別表3】

法による届出等に基づいて行う発掘調査等の必要な措置に関する要件

1	取扱い	要件	適用事例
	本発掘調査	<p>(1) 掘削・造成工事等により埋蔵文化財が破壊される場合。</p> <p>(2) 掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であっても、工事等によって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合。</p> <p>(3) 一時的な工作物の設置や盛土、埋立ての場合であっても、その重さによって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのある場合。</p> <p>(4) 恒久的な工作物の設置や盛土、埋立てにより相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合。</p>	<p>① 左に該当するすべての開発事業等（地表で確認できる遺構（古墳、中世城館等）を盛り土造成する場合を含む。）</p> <p>② 掘削等を伴う事業により直下の遺構面または遺物包含層との間に30cm以上の保護層が確保できない場合。</p> <p>③ 土壌改良工事に使用する機材、薬剤等が埋蔵文化財の保存に影響を及ぼす場合。</p> <p>④ 将来的な利用計画、地下埋設物または附帯施設計画があり、その計画が埋蔵文化財に影響を及ぼす場合。</p> <p>⑤ 掘削等により埋蔵文化財に影響が及ぶ部分とそうでない部分、あるいは埋蔵文化財に影響が及ぶ部分と盛土・埋立ての部分が著しく交錯する場合。</p> <p>⑥ その他、埋蔵文化財に影響を及ぼす恐れがある場合。</p> <p>⑦ 「道路構造令」による道路等（将来的に国または地方自治体が管理する公道に移管される予定の道路を含む。）</p> <p>⑧ 「河川法」による河川等の堤防敷及び低水路</p> <p>⑨ 「特定多目的ダム法」または「工業用水道事業法」で規定された貯水ダム、貯水施設の常時満水域以下及び堤体、</p> <p>⑩ 「砂防法」により設置される砂防堰堤の堤部及び砂防ダムで堆積した土砂を撤去しない計画の場合の堆積最上位以下</p> <p>⑪ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による廃棄物最終処分場の埋め立て部</p> <p>⑫ 「鉄道事業法」または「軌道法」による鉄道敷、橋梁等の鉄道関連施設</p> <p>⑬ 「航空法」による滑走路、誘導路等の空港関連施設</p> <p>⑭ 「港湾法施行規則」による埠頭、岸壁等の港湾関連施設</p> <p>⑮ 「港湾法」による防波堤、防潮堤</p> <p>⑯ 厚さ3m以上の盛り土、埋め立てを伴う開発事業等</p> <p>⑰ 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」による急傾斜地における急傾斜地崩壊防止施設</p> <p>⑱ その他、開発事業で埋蔵文化財の保存措置が困難な場合</p>

2	取扱い	要件	適用事例
	工事立会	(1) 通常の発掘調査の実施が物理的に不可能な場合。	① 概ね掘削幅が1m未満の狭小地 ② 「労働安全衛生規則」に基づく安全確保ができない対象地
		(2) 開発事業が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが、現地で状況を確認する必要がある場合。	
		(3) 一時的な工作物の設置や盛土、埋立て、現地で状況を確認する必要がある場合。	
(4) 恒久的な工作物の設置や盛り土、埋め立てであるが、施工後であっても必要な発掘調査が可能な場合。		③ 「道路法」による道路の植樹帯、緑地帯（路側・インターチェンジループ内）、歩道、側道部分 ④ 高架、橋梁の橋脚（ピア）、橋台（アバットメント）の工事範囲外 ⑤ 「道路構造令」によらない、または準じない農道、工事用仮設道路等（1-（4）-⑧を除く） ⑥ 道路拡幅、道路改修工事の既存道路部分 ⑦ 「鉄道事業法」または「軌道法」による鉄道は「道路法」による道路等に準拠 ⑧ 建築物 ⑨ 「河川法」による河川の高水敷 ⑩ 「特定多目的ダム法」、「工業用水道事業法」による当該ダムの常時満水位以上でサーチャージ水位以下及び「砂防法」により設置された砂防堰堤及び撤去計画がない土砂堆積最上位以下以外 ⑪ 野球場、競技場 ⑫ 駐車場、公園、緑地、墓地 ⑬ ゴルフ場、スキー場 ⑭ 農業基盤整備事業（公道部分を除く） ⑮ 土地区画整理事業（公道部分を除く） ⑯ 厚さ3m未満の恒久的な盛り土または埋め立て	
3	取扱い	要件	適用事例
	慎重工事	既往の調査成果や試掘調査、確認調査等により、周知の埋蔵文化財包蔵地の中で「本発掘調査」または「工事立会」の必要がないと判断できる場合	